

社会福祉法人桜花における
新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について
<令和2年3月28日現在>

新型コロナウイルスの感染拡大に対し、社会福祉法人桜花は、以下の対応してまいります。

1. 基本方針

社会福祉法人桜花の全事業において、政府及び東京都、大田区などの方針に従い、以下のとおり、ご利用者、職員等をはじめとする皆様の健康と安全を守るため、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めることを最優先とします。

2. 職員の健康管理及び対応

(1) 感染が疑われる場合

- ①職員全員が勤務前に体温測定を行い、37.5°C以上の発熱が認められた場合は勤務を停止し自宅待機といたします。直ぐに熱が下がった場合でも、24時間は自宅待機を継続し、37°C以下（解熱剤を使わずに）になり、呼吸器症状がないことが確認された場合のみ電話で連絡のうえ、出勤可能とします。
- ②職員が濃厚接触者になった場合には、当該職員の勤務を停止し保健所の指示に従います。
- ③職員の同居の家族が濃厚接触者になった場合
濃厚接触者の検査結果が陰性の場合は、当該職員に発熱なければ出勤。
濃厚接触者の検査結果が陽性の場合は、保健所の指示に従います。

3. ご利用者の皆様への対応

(1) 特別養護老人ホーム及びグループホーム

- ①日々の健康チェックを行い、発熱など感染が疑われる症状があった場合は速やかに医師による診察を依頼します。
- ②感染が疑われる症状が見られた場合には、原則として個室での対応といたします。

③面会等を含めた施設に関わる全ての方への対応

面会は、原則として制限をさせていただきます。なお、緊急やむを得ない場合は、マスク着用・手洗い・アルコール消毒・体温測定を徹底させていただきます。

(2) ショートステイ

現在入所中の利用者への感染を防止し、安全を確保する見地からもショートステイの利用申し込みに関しては、当面、出来る限り控えていただくよう要請します。

4. 来所される関係業者様への対応

- ① 施設に立ち入ることを原則として禁止とします。医薬品及び食糧等の受け渡しは、入り口において行い、施設内に立ち入らないように行います。ただし、消防設備の点検などのように施設内に入ることが避けられない場合には、厚生労働省からの通知に沿って、体温測定、体調並びに海外渡航歴及びその者との濃厚接触が一定期間無いことを書面で確認させていただきます。
- ② その確認で施設内に入ることが認められた場合には、入館前に手指消毒、マスクの着用を求め、必要最小限での作業を行うこととします。

(以上)